

2024年度 事業計画書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

財団の事業目的である、都市・居住環境の整備及び国土・資源の有効利用等による国民生活環境の向上、我が国の学術の発展並びに学術の国際交流を図るため、今年度助成・援助の着実な実施とともに、下記要領にて次年度助成・援助対象研究の募集・採択等を行う。

I. 研究助成

1. 一般研究助成

(1) 助成対象

上記事業目的に該当する研究を行う研究者又は研究グループで、その研究が学際的に行われるものが望ましい。

(2) 助成金額 1件300万円を上限とし、総額8,500万円とする。

(3) 助成期間 1年間又は2年間

(4) 申請並びに選定方法

我が国の大学等研究機関に所属する常勤の研究者を対象とし、所属機関の長（学長・研究科長・学部長等）の推薦を受けた研究代表者からの申請に基づき、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

2. 特定テーマ助成

(1) 助成対象

財団事業目的に即して策定される特定テーマに関する分野横断・融合研究を行う我が国の大学等研究機関の研究グループ。

今年度募集の特定テーマは原則として昨年度と同一とする。

(2) 助成金額 1件2,000万円を上限とし、総額4,500万円とする。

(3) 助成期間 原則として2年間

(4) 申請並びに選定方法

我が国の大学等研究機関に所属する常勤の研究者を対象とし、所属機関の長（学長・研究科長・学部長等）の推薦を受けた研究代表者からの申請に基づき、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

3. 研究助成金額

総額1億3,000万円とする。

II. 研究者交流援助

1. 研究者海外派遣

(1) 短期派遣

a. 援助対象

- ① 顕著な研究業績を有し、学術の国際交流に貢献するため、外国において研究者と討論、あるいは大学等で特別講演等を行う我が国の上級研究者(教授級)。
- ② 優れた研究業績を有し、外国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する中堅研究者(准教授、講師及び助教級)。

b. 援助期間及び援助金額

上記①及び②の研究者ともに原則として派遣期間は3ヵ月以内。

渡航費(往復)及び国内旅費、滞在費として①の研究者に対して 約 20,000 円/日、②の研究者に対して約 15,000 円/日を支給する。

(2) 長期派遣

a. 援助対象

優れた研究業績を有し、外国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する中堅研究者(准教授、講師及び助教級)とする。

b. 援助期間及び援助金額

原則として派遣期間は1ヵ年。

渡航費(往復)及び滞在費 約 15,000 円/日を支給する。

2. 外国人研究者招へい・受入れ

(1) 短期招へい

a. 援助対象

顕著な研究業績を有し、学術の国際交流に貢献するため、我が国において活発な研究活動を行っている研究者と討論あるいは大学等で特別講演等を行う外国の上級研究者(教授級)とする。

b. 援助期間及び援助金額

原則として招へい期間は3ヵ月以内

渡航費(往復)、国内旅費及び滞在費 約 17,000 円/日を支給する。

(2) 長期受入れ

a. 援助対象

我が国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する有能な中堅研究者(准教授級)及び若手研究者(助教、大学院学生)とする。

b. 援助期間及び援助金額

- ① 中堅研究者は、原則として受入れ期間は3ヵ月以上1ヵ年以内。

渡航費(往復)及び滞在費 約 10,000 円/日を支給する。なお、必要ある場合、国内旅費を支給することがある。

- ② 若手研究者は、原則として受入れ期間は1ヵ年。

渡航費(往復)及び滞在費 約 200,000 円/月を支給する。既に我が国に滞在中の研究者には渡航費を支給しない。

なお、必要ある場合、国内旅費を支給することがある。

3. 申請並びに選定方法

我が国の大学等研究機関に所属する常勤の研究者を対象とし、所属機関の長（学長・研究科長・学部長等）の推薦を受けた研究者からの申請に基づき、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

4. 研究者交流援助金額

総額 4,000 万円とする。

III. 国際学術交流援助

1. 国際共同研究援助

(1) 援助対象

我が国と海外の大学等研究機関の研究グループによる共同研究に対して研究費の一部等を援助。

(2) 援助金額

1 件 1,000 万円を上限とし、総額 8,000 万円とする。

(3) 援助期間 1 年間又は 2 年間

(4) 申請並びに選定方法

我が国の大学等研究機関に所属する常勤の研究者を対象とし、所属機関の長（学長・研究科長・学部長等）の推薦を受けた日本側研究グループの研究代表者からの申請に基づき、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

2. 国際研究集会援助

(1) 援助対象

我が国で開催される原則として中・小規模の国際研究集会。

応募資格は、我が国の大学、営利企業を除く研究機関等に所属する研究者で、研究集会の開催責任者。

(2) 援助金額

原則として 1 件 50 万円とし、総額 1,000 万円とする。

(3) 選定方法

開催責任者からの申請に基づき、選考委員長の確認の上、選考委員会を経て、理事会において決定する。

3. 国際学術交流援助金額

総額 9,000 万円とする。

助成・援助金額 総額 2 億 6,000 万円

以 上